

## 橘花屯倉と氏族

専修大学 田中禎昭

### I. タチバナ地域の古代氏族に関する基本史料

橘花屯倉は、律令制下に武藏国橘樹郡として編成され、今日の川崎市域に存在したと推定される同郡橘樹郷・県守郷・御宅郷がその遺称地と考えられています。本報告では、とくに氏族との関係という視点から古代の橘樹郡地域（以下、タチバナ地域と表記）に関わる文献・文字史料を検討し、橘花屯倉について試論を提示したいと思います。なお、本テーマのような大化前代の部や部民を扱う研究は、史料に見える部姓者が首長なのか一般農民なのか階層を特定せず、部とヤマト王権の関係で地域史の復原が進められてきた向きもみられます。しかし、出自・系譜に基づき結合する古代の氏族（ウヂ）は一般民衆ではなく、地域社会の支配層にみられる社会集団といえますので、まずは史料にみえる人物の階層を明らかにし、当該地域を支配した首長層（氏族）を析出するという方法をとりたいと思います。

古代のタチバナ地域に居住した氏族については、『日本書紀』安閑天皇元年閏12月是月条、いわゆる笠原直氏の所伝を載せる武藏国造の乱伝承記事を含めて、5点の基本史料があります（田中2020）。本報告では、武藏国造の乱については鈴木正信氏の報告に委ねることとし、それ以外の4点の史料に焦点を絞り検討します。

#### ◎史料1 『万葉集』卷20 4419・4420 番歌

天平勝宝七歳乙未二月、相替りて筑紫諸国に遣はさるる諸国の防人等の歌

（略）

4419 家ろには葦火焚けども住み好けを筑紫に到りて恋しけもはも  
右の一首は、橘樹郡の上丁物部真根のなり。

4420 草枕旅の丸寝の紐絶えば我が手と付けろこれの針持し  
右の一首は、妻椋椅部弟女のなり。

（略）

#### ◎史料2 武藏国調庸合成布（白布）墨書銘（正倉院宝物）

武藏国橘樹郡橘樹郷刑部直国當調庸布壹端 主當 国司史生正八位下秦伊美吉  
男口〔立カ〕郡司領外從七位下刑部直名虫 天平勝宝八歳十一月

#### ◎史料3 『続日本紀』神護景雲2年（768）6月癸巳（21日）条

武藏国白雉を献る。勅したまはく、「（略）武藏国橘樹郡の人飛鳥部吉志五百国、同じき

国久良郡に於て白雉を獲て獻る。(略) 武藏国の天平神護二年より已往の正税の未納は皆赦除すべし。また、久良郡の今年の田租三分の一を免せ。また、国司と久良郡司とに、各位一級を叙せよ。其の雉を獻る人五百国には、從八位下を授けて、綿十疋、綿二十屯、布四十端、正税一千束を賜ふべし」とのたまふ。

◎史料4 『日本三代実録』貞觀14年(872)11月23日(己丑)条

節婦武藏国橘樹郡人巨勢朝臣屎子に位二階を叙す。戸内の租を免し門閥に表す。

まず史料4にみえる橘樹郡人巨勢朝臣屎子は、朝臣姓を持っていることから橘樹郡内に居住した首長一族の妻(婦)であったと考えられます。しかし当時は夫婦別姓で、首長層の婚姻は郡を越え同階層以上の者同士で行われるケースも多く、屎子は郡外から移住してきた女性の可能性があります。一方、村田文夫氏は、奈良時代に巨勢朝臣氏が武藏国司になった事例があり、国司の「一族が橘樹郡に居つき郡領に就いていた可能性」を指摘しています(村田2010)。いずれにせよ、8世紀以前に巨勢朝臣氏がタチバナ地域を本拠としていた可能性は低いといえます。

したがって橘花屯倉に関わる氏族を検討するには、史料1~3に焦点を絞る必要があります。まず、史料1~3の年代は天平勝宝7歳(755)~神護景雲2年(768)という短い期間に集中し、史料1と2は天平勝宝7・8歳というほぼ同時期の史料です。物部(史料1)、棕橋部(史料1)、刑部直(史料2)、飛鳥部吉志(史料3)という異姓の氏族が8世紀中葉のほぼ同時期に郡内に併存していたわけです。8世紀、一つの郡には内部の小地域(村落)を勢力基盤とする首長層が複数併存するのが一般的で、律令国家はその中の有力首長から郡司(大領・少領・主政・主帳)を選任したことが知られています。つまり、通常、郡は複数の氏族が競合する地域社会を形成しており、橘樹郡においてもこうした状況が看取されるのです。そして、8世紀の橘樹郡における複数の支配氏族の解明は、その歴史的起源ー6・7世紀の屯倉の時代ーを検討する定点の構築につながります。以上的方法・視点を踏まえ、以下、史料1~3に見える人物の階層を明らかにし、屯倉研究の前提として律令制下の橘樹郡に盤踞した複数の首長=氏族の性格を紐解いていきます。

## II. タチバナ地域における首長(氏族)の析出

### (1) 刑部直名虫

史料2は東大寺正倉院中倉202第118号櫃に納められていた調庸合成布(白布)で、ここに橘樹郡橘樹郷を本貫とする「刑部直国當」と「郡司領外從七位下刑部直名虫」の名が見えます。早くに当該史料を紹介した松嶋順正氏は、墨書銘の人物について「郡司領外從七位下□□直名虫」と釈読しました。2文字の欠損箇所は、これまで姓「直」が調庸布貢納主体の刑部直国當と同じであることから「刑部」と推定されてきました。近年、正倉院に伝わる繊維製品の原物調査から、欠損箇所が「刑部」と判読できる事実が改めて確認されました(杉本2018)。この点は従来の通説を裏付けるものでしたが、天平勝宝

8歳時点における橘樹郡領氏族が刑部直氏であった事実を史料的に確定したという意味で貴重な成果となっています。

さて、当該墨書銘については平野卓治氏がいち早く注目し、名虫が「郡司領」とあることから刑部直氏を橘樹郡における譜代クラスの郡司層とみる見解を提示しています（平野 1993）。また望月一樹氏は、名虫が国造級首長の有する直姓を持つことから武藏国内の刑部を統括する地位にあったとした上で、郡名と郷名が一致する「郡名郷」を郡衙所在郷とみる平川南氏の見解を踏まえ、橘樹郡衙は刑部直氏の本貫である橘樹郷に設立されたと論じています（望月 2016）。

以上の研究成果から、刑部直氏が橘樹郷を拠点に発展した譜第の郡領氏族であった可能性は高いといえます。ただし8世紀の郡は、上述したように郡内の首長層のうち有力な複数氏族を編成した国家の末端機構であり、郡衙が刑部直氏の本貫地に設立されたことをもって刑部直氏が単独で郡全域を支配したと即断することはできません。この点で、史料1・3は郡領・刑部直氏以外の氏族の動向を探る手がかりになります。そこで次に、史料1にみえる物部について検討します。

## （2）物部真根

史料1には『万葉集』巻20に収載する防人歌の作者として、橘樹郡を本貫とする上丁・物部真根とその妻・棕橋部弟女の2人が登場します。このうち物部真根の橘樹郡内における地位を探る上で手がかりとなるのは、真根に付された上丁という呼称です。では上丁とは、いかなる地位・職層を表しているのでしょうか。

防人歌の作者には国造・国造丁・上丁・助丁・防人の地位を持つ人びとがみられ、これらが防人軍の編制を示す地位呼称である事実はよく知られています。この点に関して直木孝次郎氏は、国造・国造丁・助丁・主帳丁・帳丁・主帳・火丁・上丁・防人の軍編制を復原しています（直木 1968）。直木氏の研究によれば、国造・国造丁は防人集団の長である国造層、助丁は国造丁を補佐するもの、主帳丁（帳丁・主帳）は書算担当者、火長は防人10人の長、上丁は「防人として上番する丁男の意」で、また単に「防人」とだけ記されたものと地位の付記のないものは一般の防人を指すと論じています。防人軍の解釈についてはそれを国造軍の遺制と見るか否かで学説が分かれていますが、上丁については「防人として上番する丁男」とみる理解について、現在、異論は出されていないようです。この通説に従えば、上丁・物部真根は防人に徵発された橘樹郡出身の農民兵士で、タチバナ地域の首長層とはいえないことになります。しかし、果たして当該歌群における上丁を一般農民とみる解釈は妥当なのでしょうか。

上丁の語義を検討すると、上丁の「上」には「上番」の意味も考えられますが、別の語釈として「上位の壯丁」という意味があった可能性もあります。そこで改めて防人歌以外の上丁に関する史料を検討します。上丁の用例は『万葉集』以外の文献史料には確認できませんが、平城京出土木簡には所見があります。

◎史料5 平城京二条大路出土木簡 (『平城宮発掘調査出土木簡概報24』)

- ・右佐貴瓦山司 進上瓦一千二百枚男瓦六百枚女瓦六百枚 載車九両男瓦両別  
百五十枚女瓦両別百廿枚
- ・上丁山下知麻呂 天平七年十一月卅日史生ト「長福」[ ]

464 × 48 × 6 011

◎史料6 平城京二条大路出土木簡 (『平城宮発掘調査出土木簡概報22』)

上丁多米安麻呂

109 × (14) × 4 081

上丁の文字が見える木簡は、長屋王邸跡、二条大路側溝跡、平城宮東院地区から数点出土しています（紙幅の都合上、史料5・6のみ提示）。これらの木簡には使役した上丁に対する錢の支給に関する記録などが含まれますが、木簡に登場する上丁に共通する特徴としては1人の個人名を単独で記している点が挙げられます。それに対して、一般農民から徵發する仕丁の場合、木簡では「仕丁十人」などのように集団で記し個人名を書かないものが多く、上丁とは記載方法が異なっています。また仕丁は直丁・立丁・廐丁とも表記されますが、仕丁と上丁は行政用語として明確に区別されており、両者は異なる概念といえます。上丁の地位を把握する上でもっとも重要な木簡は記載内容の豊かな史料5でしょう。当該木簡は、平城山の瓦窯を管理する佐貴瓦山司が天平7年（735）に瓦を車に積載・進上したことを報告したもので、裏面に見える上丁・山下知麻呂は瓦の運搬責任者とみられます。瓦は合計1,200枚で9台の車に積んで運搬したとされており、上丁・山下知麻呂はこの車列の引率責任者として登場しています。つまり、上丁は単なる力役負担者=丁を指すのではなく、集団（この場合は瓦を運ぶ車列隊）を統率する責任者に付される地位呼称なのです。知麻呂は、まさに「上位の壯丁」というべき地位にあったわけです。このことから、他の上丁木簡で丁寧に個人名が明記されているのも、彼らが仕丁よりも上位に位置し、業務を監督する統括者の立場にあったためと考えることができます。以上の木簡の検討を踏まえると、防人歌に見える上丁も通説のように一般農民出身の防人ととらえることはできないのではないでしょうか。

そこで改めて武藏国の防人軍編制のなかに上丁を位置付け、橘樹郡上丁・物部真根の身分を確認してみましょう。武藏国防人歌群を記載順に整理すると、上丁・那珂郡桧前舎人石前一助丁・秩父郡大伴部小歳一主帳・荏原郡物部歳徳一豊嶋郡上丁・棕椅部荒虫、荏原郡上丁・物部廣足、橘樹郡上丁・物部真根、都筑郡上丁・服部於由、埼玉郡上丁・藤原部等母麻呂となります。注目されるのは橘樹郡上丁のような「○○郡上丁」という表記の仕方です。詳細は別稿で論じましたが（田中2020）、筆者はこれらを「郡上丁」という郡を単位とする固有の地位呼称と考えています。すなわち、防人歌群の郡上丁は各郡に1人のみ記載されており、それは武藏国防人軍全体を統率する有力首長の下で、各郡の首長の1人が当該郡出身の防人の統率者として任用されたものではないでしょうか。

上丁身分に関しては、『日本書紀』持統4年（690）9月・10月条に見える軍丁（イクサヨボロ）

筑後国陽咩郡の大伴部博麻に関する史料も注目されます。博麻は齊明7年（661）の対唐・新羅戦役に従軍して唐の捕虜となり30年後に日本に帰還した人物ですが、野田嶺志氏は博麻の地位＝軍丁とは天武紀に見える「騎士（ウマノリビト）」に類するもので、軍団で言えば軍毅の下に位置する主帥（校尉・旅帥・隊正）クラスの階層に属すると位置付けました（野田2010）。野田氏の指摘を参考し、防人歌群に見える郡上丁について、一般農民ではなく村落を支配した首長クラスに属する軍丁に相当する身分と位置付けたいと思います。

以上の考察から、橘樹郡上丁・物部真根は橘樹郡司・刑部直名虫と同時期に橘樹郡内に勢力基盤を有した首長と考えられます。なお、タチバナ地域における物部氏の拠点については、森田悌氏による武藏の坂戸物部に関する研究（森田1989）が参考になります。武藏国には、入間郡に属する埼玉県の坂戸のほか、橘樹郡内にも坂戸の地名が残されています。森田氏は『新撰姓氏録』や『先代旧事本紀』に見える武人集団・坂戸物部氏に注目し、畿内・東国の坂戸地名と物部の分布の重なりを指摘した上で、入間郡・橘樹郡の坂戸を坂戸物部に由来する遺称地名としました。橘樹郡の坂戸は、現在の川崎市高津区内で橘樹郡衙跡から北方約3キロの地点にあり、正平7年（1352）2月21日付足利尊氏充行下文（『神奈川県史』資料編3所収）に「坂戸郷」と見える古地名です。そこでタチバナ地域の物部氏の拠点について、とりあえず森田説に従い、現在の高津区坂戸付近と推定します。

### （3）飛鳥部吉志五百国

史料3に登場する飛鳥部吉志五百国は、吉士集団と呼ばれる渡来系氏族の出身です。史料3には、神護景雲2年（768）、五百国が橘樹郡に隣接する久良郡で白雉をとらえ祥瑞として献上したと記されており、飛鳥部吉志が橘樹郡から久良郡に及ぶ広い範囲を勢力圏に置いていた可能性が認められます（森田1989）。この白雉献上の功績により、五百国は従八位下の位階を受けられました。『続日本紀』は位階を保有していれば原則としてそれを表記する方針があるので、「橘樹郡人」とだけ記されている五百国は無位と考えられ、祥瑞献上によって末端の少初位下から5階飛ばして従八位下を受けられたことになります。一方、史料2の調庸布墨書銘では、天平勝宝8歳の時点で郡領刑部直名虫が外従七位下とされているので、五百国は郡司の名虫より下位に格付けされているように見えます。しかし名虫は外位であったのに対し、五百国が受けられた位階は「外」字のつかない内位でした。官位令によれば、内位の従八位下は大国の少目になり得る地位とされており、武藏国は大国ですので、制度上、五百国は武藏国司の地位を狙える立場になったといえます。しかし、より重要な点は、白雉献上により武藏国司と久良郡司がともに位を一階昇叙されていることでしょう。また、史料3には橘樹郡人・五百国を所轄する立場にある郡司＝刑部直氏が昇叙の対象として見えないことも注目すべき点です。こうした国家の偏った叙位には、いかなる政治的背景があるのでしょうか。

『続日本紀』によれば、神護景雲2年2月18日、正五位下藤原朝臣雄田麻呂が新任の武

蔵守に任せられました。雄田麻呂は、同年10月戊申（8日）の記事に「正五位上藤原朝臣雄田麻呂」と見えることから、神護景雲2年2月～10月の間に正五位下から正五位上に位階が1階上昇している事実が確認できます。五百国による白雉献上は同年6月のことですで、史料4にみえる1階昇叙の恩恵を被った国司は武蔵守・雄田麻呂以外にありません。つまり事件の本質をその帰結からみれば、郡内の中首長・飛鳥部吉志五百国が新任国守・藤原雄田麻呂および隣接する久良郡司と結託し、橘樹郡の最大勢力であった譜第郡領氏族・刑部直氏に対抗して画策した政治的パフォーマンスと考えられるのです。ちなみに、この事件とほぼ同時期、武蔵国入間郡においても現任郡司（物部直氏）と郡内新興勢力（大伴部直氏）の間に対立・抗争が起こっています（森田1988）。8世紀後半、武蔵国内では令制以前の伝統を引く譜第郡司層の支配権が衰え、各郡の内部で氏族相互がヘゲモニーの確立をめざして対立・抗争を繰り広げていたのです。

そして、このような8世紀の断面で切り取ったタチバナ地域の政治史は、その前史を為す令制以前における氏族間の諸関係を浮き彫りにします。8世紀中葉以前、タチバナ地域の譜代郡領氏族は刑部直氏であり、飛鳥部吉志氏はそれより低い地位にありました。しかし8世紀後半期に入り、旧来の共同体の変容に伴う後者の台頭と武蔵国司の介入により、郡内氏族勢力の再編成が進んでいったのです。

### III. タチバナ地域の氏族分布と屯倉経営

次に、各氏族の本拠地と律令制下の橘樹郡に編成された各郷（里）との関係を探り、その起源の考察を通して橘花屯倉の性格について試論を提示します。

『和名類聚抄』によれば、律令制下の橘樹郡には高田・橘樹・御宅・県守（高山寺本・東急本）・駅家（東急本）・余戸（名古屋市博本）の6郷が存在しますが、8世紀初頭の大宝令段階に成立していた郷（里）は、駅家郷・余戸郷を除く4郷と考えられています（中林2021）。

まず上述したとおり、タチバナ地域の物部氏の拠点は現・高津区坂戸周辺に比定されると考えられますが、この付近には後期古墳として末長・久本古墳群が立地しています。では、物部という部民と屯倉の設置にはいかなる関係があるのでしょうか。仁藤敦史氏によれば、屯倉には各地の部から中央に徵発される徭役労働者＝丁を資養する目的で置かれたものが多く、部民と屯倉は補完関係にありました。またその經營は「大王直属ではない郡臣層を介した分節的」なもので、畿内の屯倉と諸国・諸県（屯倉）の間には丁の徵発を介したネットワークが存在したとされています（仁藤2012）。一方、早くに原島礼二氏は全国の県と物部の分布の重なりを明らかにし、河内の物部連氏が諸国の県を管掌したと論じました（原島1977）。仁藤氏・原島氏の議論を参考すると、橘花屯倉は物部連氏が管理した河内の県に奉仕する丁＝物部の資養のために設置された県のひとつとして、6世紀前半頃成立した可能性があります（田中2020）。大王の供御領である県を統括する物部連氏の宅に対し、丁を提供・資養する物部を統括した現地の首長＝タチバナ地域の物部氏とみるわけです。ちなみに、橘花屯倉の貢納形態については、平城京二条大路側溝か

ら出土した「橘樹郷茜十一斤」、「三宅郷茜二十斤」と記された2点の木簡も参考になるでしょう。木簡自体は橘樹郡内の郷から貢納された律令制下の中男作物の荷札（望月 2016）ですが、近年、「茜」収取の起源と伝統が橘花屯倉（県）の供御物にあったとみる新たな説が提起されています（田中 2020・中林 2021）。

以上、タチバナ地域の物部氏は現地の県を管理する「県守」というべき地位にあったと推定できます。そして、まさに「県守」の遺称地という意味で、県守郷一帯（高津区坂戸周辺に比定）を物部氏の本拠地と位置付けたいと思います。

刑部については、上述のように橘樹郡衙が立地する橘樹郷一帯に設置されたと考えられます（望月 2016）。刑部直氏の性格については、そのウヂ名から、7世紀中葉以前、中央伴造の刑部氏を介してオサカベの名を負う皇子宮に奉仕した氏族ととらえられます。刑部を允恭天皇のキサキ・忍坂大中媛のために設定された名代とみる向きもありますが、5世紀段階における部民制の成立は確証がないため、6世紀中葉の押坂彦人大兄皇子の名代として設定されたとする成清弘和氏（成清 1983）や菊地照夫氏（菊地 1990）の見解が穩当でしょう。成清氏は、全国的な物部と刑部の分布の重複を踏まえ、中央の刑部氏は物部氏の下僚的氏族で、6世紀に物部氏の領導のもとで押坂彦人大兄皇子の名代が全国に設定されたと指摘しました。それに対し中林隆之氏は、刑部は繼体天皇時代に存在した大和國のオシサカ宮（隅田八幡宮人物画像鏡銘）へのトネリ（トモ）の奉仕体制を起点として次第に拡充された部で、6世紀半ばまでに尾張氏系の忍坂連氏を頂点とする忍坂連－忍坂首・直・造・史－刑部の系列が整備されたと論じています（中林 2021）。中央伴造氏族をどう見るかという問題が残りますが、とりあえず筆者は6世紀中葉頃、大連の物部連氏の主導下でオシサカ宮－中央の刑部造氏－タチバナ地域の刑部直氏という重層的な奉仕関係が形成されたと考えます。なお、本日、高久健二氏が報告される蟹ヶ谷古墳群は橘樹郷付近に立地しており、その位置付けが注目されます。

最後に飛鳥部吉志氏についてです。吉士が屯倉経営に関わった点については多くの論者が認めていますが（加藤 2017）、問題は、東国の吉士がいつ、いかなる経緯で屯倉の管理に関わるようになったのかという点です。飛鳥部吉志氏が奉仕した中央伴造氏族として想定されるのは百濟系の飛鳥戸造氏ですが、同氏は河内飛鳥と呼ばれる河内国安宿郡を本拠としていました。山尾幸久氏によれば、飛鳥戸（部）は「アガタ（国家直属の水田）を小作する田部」として成人男性=丁をヤマト王権に提供すべく定められた集団で、6世紀半ば以後に蘇我氏が設置に関わったとされています（山尾 1989）。山尾氏の指摘を踏まえると、飛鳥部吉志氏は、物部連氏の滅亡（587年）後、蘇我氏の隆盛期である6世紀後半～7世紀、居住する橘花屯倉を介してヤマト王権と奉仕関係を結んだ可能性があります。また、当地域の飛鳥部吉志氏の拠点については渡来系の考古学的遺構・遺物との関連で検討が進んでおり、有馬川流域に群在する火葬墓群と飛鳥部吉志氏との関連を指摘した村田文夫氏の研究（村田 2010・2023）、および朝鮮半島系大型建物とみなされる橘樹官衙遺跡群出土の方形周溝状遺構－7世紀第3四半期の遺構とされる－と飛鳥部吉志氏

の関係を論じた栗田一生氏の研究（栗田 2020）が注目されます。

以上、物部氏、刑部直氏、飛鳥部吉志氏という複数の異姓氏族が律令制下に郷（里）に編成される小地域（村落）を拠点として、それぞれの部民を管掌しながら橘花屯倉を重層的に支配していた可能性を指摘したいと思います。

#### 【引用・参考文献】

加藤謙吉 2017『渡来氏族の謎』、祥伝社

菊地照夫 1990「刑部造」『歴史読本』臨時増刊 35－6、新人物往来社

栗田一生 2020「橘樹評家の誕生」『古代東国の考古学 6 飛鳥時代の東国』井上尚明・田中広明編、高志書院

杉本一樹 2018「正倉院の纖維製品と調庸関係銘文—松嶋順正『正倉院宝物銘文集成』第三編補訂（前編）」『正倉院紀要』40

田中禎昭 2020「橘花ミヤケにおける氏族の動向—物部・刑部・飛鳥部吉志—」『専修大学人文科学年報』50

直木孝次郎 1968『日本古代兵制史の研究』、吉川弘文館

中林隆之 2021「古代橘樹郡・影向寺遺跡とその史的前提—屯倉・県と名代—」『専修大学人文科学年報』51

成清弘和 1983「オサカベ再考」『続日本紀研究』228

仁藤敦史 2012『古代王権と支配構造』、吉川弘文館

野田嶺志 2010『日本古代軍事構造の研究』、塙書房

原島礼二 1977『日本古代王権の形成』、校倉書房

平野卓治 1993「古代の政治と文化」『川崎市史』通史編 1、川崎市

村田文夫 2010『川崎・たちばなの古代史—寺院・郡衙・古墳から探る』、有隣堂

村田文夫 2023『考古学による歴史的背景の追求』、六一書房

望月一樹 2016「律令制下における橘樹郡の様相」『史叢』95

森田悌 1988『古代の武藏』、吉川弘文館

森田悌 1989「吉士の武藏入部」『金沢大学教育学部紀要 人文科学・社会科学編』38

山尾幸久 1989「河内飛鳥と渡来氏族」『古代を考える 河内飛鳥』門脇禎二・水野正好編、吉川弘文館